

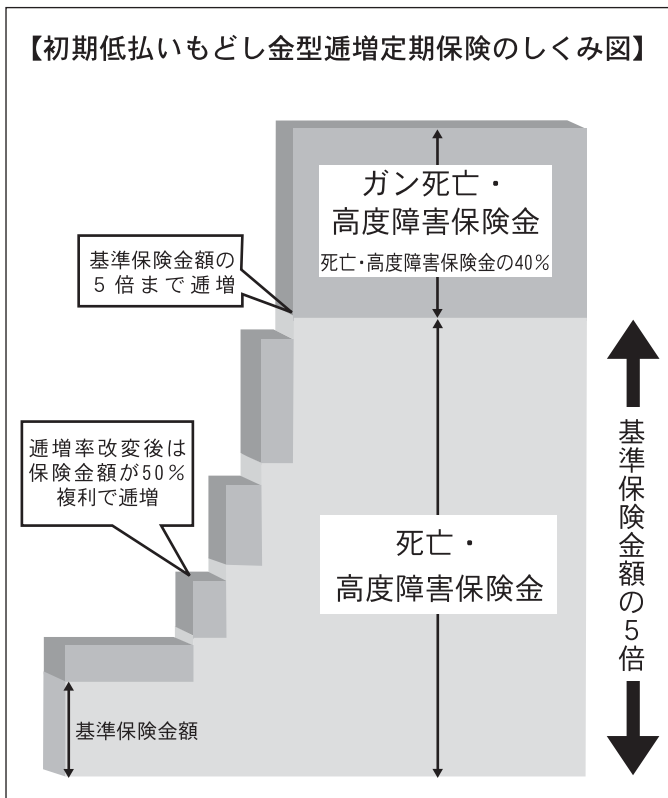
平成16年度融資の案内完成 詳しくは、当所経営支援課までお問い合わせ下さい。

経営者の退職金プランに最適!!

初期低払いもどし金型逓増定期保険

四月十五日(木)開催の「経営者のためのデフレ時代の決算対策」井上得四郎(税理士)の中でも紹介のあった「保険の王様」逓増定期保険について紹介します。

主な特長は、
一定期間経過後はほとんど
元保障が複利で逓増します、
最高額五億円
法人契約で保険料の全額が損金計上。



安い・簡単・便利!!

労働保険は当所への事務委託が便利です

労働保険とは労働者災害補償保険(一般に「労災保険」といいます)と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については両保険とも労働保険として原則的に一体のものとして取り扱われています。

労働保険は政府が管理・運営している強制的な保険ですので、労働者を一人でも雇ってれば、その事業主は加入手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

当所では、事業主の委託を受けて、政府の許可団体である労働保険事務組合の組織のもとで事務を代行しています。

【委託できる事業主】
常時使用者労働者が、金

融・保険・不動産・小売業は五〇人、サービス・卸売業は一〇〇人、その他の事業は三〇〇人以下の事業主

【委託できる事務の範囲】
概算・確定保険料などの申告・納付に関する事務
保険関係成立届・雇用保険事業所設置届等の提出等に関する事務
労災保険の特別加入の申請等に関する事務
雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
その他労働保険に関する申請、届出、報告に関する事務
印紙保険料に関する事務
労災・雇用保険の納付に関する請求事務等は、事務組合が行うことのできる事務範囲から除かれています。

【事務委託の特典】
事務手続きが軽減され事業に専念できる。
保険料の額にかかわらず三回に分割納付できる。
事業主・家族従事者等も労災保険に特別加入することができ、
委託手続き・詳細については当所までお気軽にお問い合わせ下さい。(阿部)



キャッシュバリュー(払戻金)を企業の自由な資金として活用頂けます。

「勿論、経営者の退職金としてもOK」

払済保険への変更も可能です。

保障はそのまま契約者貸付制度で不意の資金ニーズに対応します。

ガンでの死亡時は死亡保険金に加えて四十%(ガン死亡保険金)の上乗せでお支払い。

お問合せは、アクサ生命保険(株)佐野営業所(☎二四一〇六五三)まで。

マルケイ資金を利用しませんか!!

無担保・無保証人

金利 **1.4%**

1000万円まで融資

(平成16年5月17日現在)

詳しくは、当所経営支援課(☎22-5511)まで

会員ア・ラ・カルトNo.100

お弁当のきゅーぴー

佐野市天神町778
☎ 0283-22-9070

天海マンションを北に向って少し、手作り弁当の店「お弁当のきゅーぴー」が平成15年11月にオープンした。

同店は、手作りにこだわり冷凍食品は一切使用せず、吟味した食材を使用している。メニューは他店にはあまりない「牛たん塩焼き弁当」など30種類ある。人気は、レストランの味をボリューム満点で味わえる「日替り弁当」(540~600円)。400円以上のお弁当1つにつき、酢の物かコールスローサラダを1つサービスしている。

女性ばかりで、あたたかみのある味・雰囲気のあるお弁当です。是非一度味わって見て下さい。

営業時間 AM 11:00~PM 14:00 (電話注文はAM 9:30~)
PM 17:00~20:00

☎ 0283-22-9070

事業主・会社役員の方を応援する退職金制度

掛金は全額所得控除で税制上のメリット満載!!

小規模企業共済制度とは、小規模企業の個人事業主又は会社等の役員の方が廃業や退職された場合、その後の生活の安定あるいは事業の再建などのための資金を予め準備しておく共済制度といえるものです。

制度の特色
掛金は全額所得控除
共済金は一時・分割払又は一時と分割払の併用
共済金は退職所得扱い又は公的年金の雑所得扱い貸付制度
加入資格と掛金
加入できる方
常時使用する従業員数が二十人以下(商業・サービス業は五人以下)の個人事業主及び会社役員
事業に従事する組合員数が二十人以下の企業組合の役員
常時使用する従業員数が二十人以下の協業組合の役員
毎月の掛金は、千円~七万円(五百円刻み)で加

掛金の全額所得控除による減税額(例) **確定申告で、こんなに減税になります!**

課税される所得金額	加入前の税額		加入後の減税額	
	所得税	住民税	掛金月額1万円	掛金月額5万円
200万円	160,000円	89,000円	14,700円	73,500円
600万円	696,000円	464,000円	31,200円	156,000円
1,000万円	1,520,000円	954,000円	51,600円	258,000円

※1. 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。
※2. 税額は、平成15年4月1日現在の税率に基づき、定率減税額控除を考慮して算定しています。なお、住民税均等割については、4,000円と設定しています。

日商 LOBO 4月

業況DIは依然、低水準も四カ月連続で改善

日本商工会議所がまとめた四月早期景観調査によると、全産業合計の業況DI(前年同月比ベース)は、前月水準よりマイナス幅が三・四縮小して二・六八となり、四カ月連続でマイナス幅が縮小し、平成九年四月以来、七年ぶりにマイナス二〇台となった。

業種別の業況DIは、全業種でマイナス幅が縮小した。中小企業の足元の景況

停滞感は薄れてきてはいるものの、依然DI値は低水準で、業種間・企業間の格差も大きい。景気の先行きについても、回復に期待するとの声の一方、依然として消費の低迷や、公共事業の縮小・素材価格の高騰による仕入コストの上昇などの不安材料を懸念する声も寄せられている。

情報提供 日本商工会議所 (仲江川)

法律個別相談

中小企業者の日常発生する経営上の問題点にお答えします。

日時 6月10日(木)午後1時~午後4時
内容 不良債権の回収(売掛金回収、不渡手形の処理)不動産取引のトラブル、契約のトラブル等

【相談員】弁護士 竹本裕美氏

特許発明相談

日時 6月18日(金)午前9時30分~正午
内容 特許発明・実用新案・意匠・商標等の相談

- お気軽にご相談ください -
両相談とも事前に申し込み、予約を取ってください。お問い合わせは、当所まで。

【相談員】弁理士 齋藤美晴氏

6月28日(木) 一日なんでも相談会及び一日公庫開催 詳しくは、折込チラシをご覧ください。